

指定計画相談支援 重要事項説明書

社会福祉法人恵泉会 恵泉会地域生活支援センター（以下、センター）
とあなたが話し合い、サービス等利用計画をつくり、サービス等を利用して
利用できるようにするために、あなたに大事なことを説明します。

ここに書かれていることは、センターと指定計画相談支援の約束を結ぼうと思っている
方へ、社会福祉法第 76 条と第 77 条を守り、センターの紹介やセンターで行う
相談支援の内容、約束する上でご注意いただきたいことを説明するものです。

センターでは、あなたに対して障害者総合支援法に基づく
指定計画相談支援によるサービスを行います。

このサービスは、市町村から指定計画相談支援の支給決定を受けた方が
利用できます。

もくじ

1. センターの代表 2
2. センターの自己紹介 2
3. センターのあいている日・時間 2
4. センターが働くところ 3
5. サービスを行う相談支援専門員 3
6. サービスの記録 3
7. 苦情を聞きます 4

社会福祉法人恵泉会 恵泉会地域生活支援センター

当センターは登米市より指定特定相談支援事業者の
指定を受けています。

（ 登米市 指定 0 4 3 1 2 0 0 0 2 1 ）

1. センターの代表^{だいひょう}

なまえ	しやかい ふくし ほうじん けいせんかい 社会福祉法人 恵泉会
ところ	みやぎけん とめし はさまちよう さぬま あざ えあい ちようめ ばん ち 宮城県登米市 迫町 佐沼字江合 3 丁目 1 6 番地 2
でんわ	0 2 2 0 - 2 2 - 1 1 6 0
だいひょう ひと 代表する人のなまえ	りじ ちよう まつ ざか かつ し 理事長 松坂 勝司
はじまった月日 ^{がつび}	しやうわ ねん がつ にち 昭和 4 8 年 5 月 2 1 日

2. センターの自己紹介^{じこ しょうかい}

しごとの種類 ^{しゅるい}	してい とくていそうだん しえん じぎようしよ 指定特定相談支援事業所 とめし 登米市 0 4 3 1 2 0 0 0 2 1 号 ^{ごう}
なまえ	けいせん かい ちいき せいかつ しえん 恵泉会 地域生活支援センター
ばしょ	みやぎけん とめし なかだちよう うわぬま あざ おおやなぎ 宮城県登米市中田町上沼字大柳 1 1 7 - 2
でんわ	0 2 2 0 - 2 1 - 1 0 1 1
かんり ひと 管理する人のなまえ	かん り しや 管理者 (専任・兼任)
はじまった月日 ^{がつび}	へいせい ねん がつ にち 平成 1 8 年 1 0 月 1 日
ほか その他のしごと	と め し しやうがい しや とうだん し えん じ ぎよう 登米市 障害者相談支援事業 し てい しやうがい じ とうだん し えん じ ぎよう 指定 障害児相談支援事業 し てい ち いき とうだん し えん じ ぎよう 指定 地域相談支援事業 みや ぎ けん はつ たつ しやうがい しや ち いき し えん 宮城県 発達 障害者 地域 支援 マネージャー 配置 事業 みや ぎ けん しやうがい じ とうりよういく しえん じぎよう 宮城県 障害児 等 療育 支援 事業 しやうがいしや しゆうぎよう せいかつ しえん じぎよう 障害者 就業 ・ 生活 支援 事業

3. センターのあいている日・時間^{ひ じかん}

あいている日 ^ひ	へいじつ げつ きんようび にちようび ねんまつ ねんし 平日 (月～金曜日)・日曜日 (年末年始はのぞく) ※行事などで土曜日をあげ、日曜日をしめることが あります。
あいている時間 ^{じかん}	へいじつ げつ きんようび 平日 (月～金曜日) 8 : 3 0 ~ 1 8 : 1 5 にちようび 日曜日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
よるとお休みの日 ^{やす ひ}	0 2 2 0 - 2 1 - 1 0 1 1 に電話 ^{でんわ} すると、 センターの携帯 ^{けいたい} 電話 ^{でんわ} につながります。

4. センターが^{はたら}働くところ 登米市^{とめし ぜんたい}全体

5. サービスを^{おこな}行う相談支援専門員

サービスを行う^{おこな}とき、担当^{たんとう}の相談支援専門員^{そうだん しえん せんもん いん}を決めます。

担当^{たんとう}の相談支援専門員^{そうだん しえん せんもん いん}が替わるときは、あらかじめあなたにお話しす^{はな}るとともに、サービス利用上^{りようじよう}あなたと家族^{かぞく}などが困らないように十分^{じゆうぶん}気をつけます。

相談支援専門員^{そうだん しえん せんもん いん}についてお気づきの点^きやご意見^{てん いけん}がありましたら、センターに気軽^{きがる}に話^{はな}してください。

6. サービスの記録^{きろく}(契約書^{けいやくしょ}の第9条^{だいじゅう}の4^みを見てください。)

センターでは、あなたの記録^{きろく}や情報^{じようほう}を大事^{だいじ}に整理^{せいり}してとっておきます。

あなたから求め^{もと}られたときは、記録^{きろく}の内容^{ないよう}をあなたへお見^みせします。

(コピー代^{だい}を払^{はら}っていただければコピーもします。)

記録^{きろく}をとっておく期間^{きかん}は、指定^{していけい}計画^{かく}相談支援^{そうだんしえん}によるサービスを行^{おこな}った日^ひから5年^{ねん}間^{かん}です。

* センターにある記録^{きろく}については次^{つぎ}のとおりです。

(1) サービス等^{とうりようけいかく}利用計画

(2) アセスメントの記録^{きろく}

(3) サービス担当^{たんとう}者^{しや}会議^{かいぎ}などの記録^{きろく}

(4) モニタリング結果^{けつか}の記録^{きろく}

(5) あなたの介護^{かいご}給付^{きゅうふ}等^{とう}の受給^{じゅきゅう}状況^{じようきよう}について、厚生労働省^{こうせい ろうどうしやう れい}令^{ぎむづ}で義務^{ぎむ}付け^{つけ}られた市町村^{しちやうそん}への通知^{つうち}事項^{じこう}

(6) あなたからの苦情^{くじやう}の内容^{ないよう}などの記録^{きろく}

(7) 事故^{じこ}の状況^{じようきよう}と事故^{じこ}の対応^{たいおう}についての記録^{きろく}

* 記録^{きろく}を見^みたり、コピーできる時間^{じかん}はセンターがあいているときです。

7. 苦情を聞きます。(契約書第14条を見てください。)

(1) センターへの苦情の受付及びサービス利用などのご相談

サービスについての苦情や意見、サービス利用に関するご相談は、次に書いてある窓口で受け付けます。

<	苦情受付窓口	[副主任]	>
<	苦情解決責任者	[施設長]	>
<	受付時間	毎週月曜日～金曜日 平日 8:30～18:15	>

(2) 市町村その他不満を受け付けるところ

登米市福祉事務所 生活福祉課 障がい福祉係	ところ 登米市南方町新高石浦130番地 でんわ 0220-58-5552 FAX 0220-58-2375
宮城県運営適正化委員会	ところ 仙台市青葉区本町3丁目7番4号 (宮城県社会福祉協議会内) でんわ 022-716-9674 FAX 022-716-9298

れい わ ねん がつ にち
令和 年 月 日

し てい けい かく そう だん し えん はじ いま か
指定計画相談支援によるサービスを始めるにあたり、今まで書かれてき
た重要な説明を行いました。

【事業者住所】

みやぎけん とめし なかだちよう うわぬま あざおおやなぎ
宮城県登米市中田町上沼字大柳 1 1 7 - 2

【事業者名】

しやかい ふくし ほうじん けいせんかい
社会福祉法人 恵泉会

【管理者名】

けいせん かい ちいき せいかつ しえん かん り しや いん
恵泉会地域生活支援センター 管理者 印

せつめい しやしよくめい そう だん し えん せん もん いん
【説明者職名】 相談支援専門員 印

わたくし かみ か だいじ せつめい う
私は、この紙に書いてある大事なことをセンターから説明を受けまし
た。 私は、指定計画相談支援サービスを受けることに同意しました。

りようしや じゆうしよ
利用者 (住所)

な ま え いん
(名前) 印

りようしや じようきよう どう な ま え か りようしや
利用者は、からだの状況等により名前がうまく書けないため、利用者
本人の気持ちを確かめて、私が利用者に代わって、その署名を代筆(代理)
しました。 私はこの説明を確認しました。

だいひつしや かく にん しや
代筆者 / 確認者

じゆうしよ しよぞく
(住所または所属)

な ま え
(名前)

りようしや かん けい
(利用者との関係)